



2011 ROTAX MAX FESTIVAL in MOTEGI



特別規則書

本競技会は、一般社団法人日本自動車連盟(以下『JAF』という)の公認のもとに国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則および国際カート規則、ならびにそれに準拠した JAF の国内競技規則および JAF 国内カート競技規則・ROTAX MOJO MAX CHALLENGE Sporting Regulations 2011、ROTAX MOJO MAX CHALLENGE Technical Regulations 2011・本競技会特別規則書に従って開催される。

第1章 競技会開催に関する事項

1) 競技会の名称

2011 ROTAX MAX FESTIVAL in MOTEGI

2) 競技種目

第1種競技車両によるスプリントレース

3) 競技会のクラス区分と格式

- ・イベント : MAX Cadet
- ・クローズド格式 : Junior MAX、Senior MAX、MAX Masters

4) 開催日程

10月8日(土)、9日(日)

5) 開催場所

ツインリンクもてぎ 北ショートコース(982m)
〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町楡山 120-1
TEL : 0285-64-0200 / FAX : 0285-64-0209

6) オーガナイザーの名称と所在地

株式会社モビリティランド
〒510-0295 三重県鈴鹿市稲生町 7992
TEL : 059-378-3405

7) イベントプロモーター

株式会社 栄光
〒468-0052 愛知県名古屋市天白区井口 1-1709
TEL : 052-803-7055

8) 競技会組織委員会および審査委員会

大会公式プログラムにて示す。

9) 競技会競技役員

大会公式プログラムにて示す。

10) 公式通知に関する事項

本規則書に記載されていない競技運営上の細則や参加者に対する指示、本規則発表後に生じた必要事項は公式通知またはインフォメーションによって示される。

第2章 競技会参加に関する事項

1) 参加申込受付期間

2011年9月9日(金)～9月25日(日)迄

2) 参加申込受付場所

〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町桧山 120-1 ツインリンクもてぎ

『2011 ROTAX MAX FESTIVAL in MOTEGI』大会事務局

TEL : 0285-64-0200 / FAX : 0285-64-0209

3) 参加申込方法

受付期間内に所定の参加申込書・出場承諾書・誓約書 兼 もてぎ・鈴鹿(MS)共済会加入申込書へ必要事項を記入し、エントリーフィーと併せて現金書留にて郵送すること。締切日必着。

※20歳未満のドライバーは参加申込書の誓約書(承諾書)に保護者の署名および捺印とその印鑑登録証明書(3ヶ月以内に取得したもの)の提出を必要とする。ただし、「年間誓約書」を提出している場合は免除される。

4) 参加資格

①ドライバー

各クラス次の年齢制限のもと、本年度に有効な次のいずれかのライセンスを所持していること。

- MAX Cadet : 当該年度小学2年生～6年生。 SLライセンスカデット以上、JAFカート国内ジュニアBライセンス以上、TRMC-S会員
- Junior MAX : 当該年度小学6年生～17歳。 SLライセンスSL-B以上、JAFカート国内ジュニアBライセンス以上、TRMC-S会員
- Senior MAX : 当該年度中学3年生以上。 SLライセンスSL-B以上、JAFカート国内ジュニアBライセンス以上、TRMC-S会員
- MAX Masters : 当該年度30歳以上。 SLライセンスSL-B以上、JAFカート国内Bライセンス以上、TRMC-S会員

※上記各クラス共に、海外(他国のライセンス)からのエントリーについて、同等のライセンス、出場実績等の判断により、オーガナイザー、イベントプロモーターが参加を認めた場合はエントリーを認める。

②ピットクルー

16歳以上とし、ドライバー1名につき、2名まで登録可能とする。

5) もてぎ・鈴鹿(MS)共済会への加入義務

ツインリンクもてぎにおいてスポーツ走行およびレース大会に出場するドライバーおよびピットクルーは、「もてぎ・鈴鹿(MS)共済会」に加入しなければならない。

MS共済会は、年間加入または暫定加入とする。

- 年間加入は、TRMC-S(もてぎ走行ライセンス)会員およびSMSC(鈴鹿走行ライセンス)会員。
- 暫定加入は、当該競技会(特別スポーツ走行含む)期間中のみ有効とし、参加申込時に加入できる。

[ドライバー：3,000円(非課税)、ピットクルー500円(非課税)]

6) 参加料

①ドライバーエントリーフィー

ドライバーエントリーフィーには、ピットクルー1名分の登録料が含まれ、各クラス、次のとおりとする。

- Junior MAX、Senior MAX、MAX Masters :
TRMC-S会員：17,000円(税込)、非会員・SMSC会員：22,000円(税込)
- MAX Cadet :
TRMC-S会員：12,000円(税込)、非会員・SMSC会員：17,000円(税込)

②追加ピットクルー登録料

2,000 円 (税込) ※追加は 1 名まで可。

【参考：参加料金表】

	タイプ	ドライバー	TRMC-S 会員	○	○	×	×	×	×
			SMSC 会員	×	×	○	○	×	×
		ピットクルー	TRMC-S 会員 もしくは SMSC 会員	○	×	○	×	○	×
Junior Senior Masters	参加料内訳	エントリーフィー (税込。ピットクルー 1 名分の登録料込み)		17,000 円	17,000 円	22,000 円	22,000 円	22,000 円	22,000 円
		ドライバー 暫定 MS 共済会会費 (非課税)		0 円	0 円	0 円	0 円	3,000 円	3,000 円
		ピットクルー 暫定 MS 共済会会費 (非課税)		0 円	500 円	0 円	500 円	0 円	500 円
	参加料合計		17,000 円	17,500 円	22,000 円	22,500 円	25,000 円	25,500 円	
Cadet	参加料内訳	エントリーフィー (税込。ピットクルー 1 名分の登録料込み)		12,000 円	12,000 円	17,000 円	17,000 円	17,000 円	17,000 円
		ドライバー 暫定 MS 共済会会費 (非課税)		0 円	0 円	0 円	0 円	3,000 円	3,000 円
		ピットクルー 暫定 MS 共済会会費 (非課税)		0 円	500 円	0 円	500 円	0 円	500 円
	参加料合計		12,000 円	12,500 円	17,000 円	17,500 円	20,000 円	20,500 円	

7) 最大出走台数

各セッションの最大出走台数は 34 台とする。

8) 各クラス不成立の条件

各クラス、参加申込締め切り時点で、参加台数が 5 台未満の場合は、当該クラスを不成立とする場合がある。不成立となった場合、参加料は全額返金される。

9) 参加受理と参加拒否

1. 参加者に対して大会事務局より参加受理または参加拒否が通達される。
2. 参加を拒否された申込者に対しては参加料が返還される。
3. 参加を受理された後、参加を取り消す申込者に対して参加料は返還されない。

第3章 カートに関する事項

1) 参加車両

2011 年 JAF 国内カート競技車両規則、ROTAX MOJO MAX CHALLENGE Sporting Regulations 2011、ROTAX MOJO MAX CHALLENGE Technical Regulations 2011、本特別規則書に準拠しているもの。

2) シャシー、エンジンおよびタイヤの登録

全クラス共通、シャシー 1 台、エンジン 2 基、タイヤ(ドライ・レイン)各 1 セットの登録に限る。ただし公式練習及びウォームアップ走行については、登録していないタイヤを使用することができる。またレインタイヤは競技長が認めた場合、参加者全員が 1 セットを追加することができる。その他、不慮のトラブルにより走行、出場が不可能となった場合は審査委員会の承認が得られた場合のみ交換が認められる。

3) タイヤ

Junior MAX、Senior MAX、MAX Masters : <ドライ用> MOJO D2 <ウェット用> MOJO W2
MAX Cadet : <ドライ用> MOJO D2 (ただしフロント・リアともに、4.5×10.0 サイズ)
<ウェット用> MOJO W2

4) 重量

最低重量は下記の通りとする。最低重量を満たすためバラストを積む必要がある場合は、すべて固形材料を用い直径最小 6mm の少なくとも 2 本のボルトを用いてシャシーまたはシートに取り付けなければならない。

Junior MAX : 148kg、 Senior MAX : 160kg、 MAX Masters : 165kg、 MAX Cadet : 115kg

5) ゼッケンナンバー

各車両の前後左右に指定されたゼッケンナンバーを装着しなければならない。ゼッケンナンバーは黒文字、ゼッケンベースは黄色とし、参加者が用意しなければならない。

6) 自動計測装置(トランスポンダー)

オーガナイザーより貸し出された自動計測装置(トランスポンダー)の装着を義務付ける。また競技終了後速やかに返却するものとする。万が一破損、紛失した場合、理由の如何を問わず1個につき50,000円(税込)をオーガナイザーへ支払うこと。

また、参加者は、主催者が用意する自動計測装置の代わりに、自身で所有するAMB社製TranX160・TranX260・TranXPRO(通称マイポンダー)を使用することができる。ただし使用する際は以下の項目を遵守すること。

- ・使用申請については所定の用紙にて参加受付までに行うこと。
- ・計時長(委員長)が判断し、競技役員により指示された場合は、直ちに主催者の用意する自動計測装置に付け替えること。

7) レーシングスーツとフルフェイスヘルメット

レーシングスーツはCIK/FIA(FMK)公認またはJAF公認のレーシングスーツを着用すること。

ヘルメットは保護の役割を果たさないと判断した場合や著しく損傷しているものは使用不可とする。

8) CIK公認ジュニア用ヘルメットの装着について

15歳以下のドライバーに対しCIK公認ジュニア用ヘルメットの装着を推奨する。

9) ブレーキダクト装着の許可

ブレーキダクトの装着をシャシーのブレーキ側の1本のみ取り付けを認めるものとする。なお、ダクト材質の金属利用は禁止とし、柔軟で割れにくいプラスチック素材で空気の吸気部が丸形状のものは円周、四角のものは四辺で計測し60cm以内。空気通路部分は円周・四辺で計測し30cm以内とする。取付方法はシートより高い位置でシャシーに強化ステーなどを使用し、6mm以上のボルト及びナットで固定すること。またインシュロックやガムテープなどで補強することも認める。

10) リアプロテクションの装着について

市販のリアプロテクションを必備とする。(過去に公認を取得してあるものに関しても使用可)

11) 外装品・タイヤ位置規定

前後輪ともカウル等の外装品とリアバンパーの一番外端から1mm以上外に出ている事とする。

12) 公式車両検査

「JAF 国内カート競技規則・付則、規定 カート競技会参加に関する規定」第 3 章 第 12 条に基き車両検査が行われる。参加する全選手は、公式練習の前に車検場にて車両申告書を提出し車両検査を必ず受けなければならない。なお、車両検査には、事前に配布される車両申告書を記入の上、車検場にて車検を受けること。車両検査の日時及び場所は公式通知にて知らされる。規則に不適合な部分がありながらも技術委員に発見されなかったとしても承認を意味するものではなく、レース中であってもペナルティーの対象となる。

各ヒート終了時には計量ならびに再車検が行われ、「JAF 国内カート競技規則」に定める必備の部分_{が備わっていることとする。}計量時には、車検場への工具（エアゲージを含む）の持ち込みは一切禁止とする。

13) 燃料（ガソリン）の指定と検査

全クラスにおいてガソリンの指定を行う。「JAF 国内カート競技車両規則」第 2 章 第 25 条に則った通常のガソリンスタンドのポンプから販売されている無鉛ガソリンを使用しなければならない。

10 月 8 日（土）、9 日（日）のレースに使用できるガソリンは、公式通知にて指定するガソリンスタンドにて 10 月 6 日（木）～9 日（日）の間に購入したものを使用し、公式車両検査を受ける際、購入の証明となるレシートを提示すること。またレースの期間中を通して、予告なくランダムに採取検査（タンク内の燃料を採取する等）を行う。この場合、必ず車検員の指示に従わなければならない。違反行為が認められた場合はペナルティーの対象となる。

14) 車載カメラについて

全クラスにおいて、車載カメラの取り付けを禁止する。

第 4 章 競技に関する事項

1) ブリーフィング

参加ドライバー及びエントラントはブリーフィングに出席しなければならない。ブリーフィングに遅刻、欠席した場合はペナルティーの対象となる。

2) 公式練習

- ・「JAF 国内カート競技規則カート競技会運営に関する規定第 6 章第 23 条」に基づき公式練習を行う。すべてのドライバーは公式練習に参加しなければならない。ただし、ピットアウトしスタートラインを通過する前に本コース上で停止した場合も公式練習に参加したものと認められる。
- ・「JAF 国内カート競技規則カート競技会運営に関する規定第 6 章第 24 条」に基づき各クラス、参加台数が 34 台を超える場合は、2 グループ以上に分けて行う。グループ分けは選手受付の際、抽選により決定し、ドライバーズブリーフィング終了時まで公式通知にて発表され、抽選結果に基づいたグループで走行を行う。公式練習は、登録していないタイヤを使用することができる。
- ・6) に記載の「ニュートラリゼーション（フルコースコーション）」の運用をスムーズに行うため、公式練習中にニュートラリゼーションの練習時間を設定する。全ての参加者はこの練習に積極的に参加しなければならない。ニュートラリゼーションの練習についての詳細は、公式通知にて示す。

3) タイムトライアル

- ・すべてのドライバーは、タイムトライアルに参加しなければならない。タイムトライアルに参加しない場合には、予選ヒートは最後尾スタートとなる。複数台の車両がある場合はゼッケン順に配列される。
- ・各クラスの参加台数が 34 台を越えた場合は、1 グループの出走台数が 34 台を超えず、かつ可能な限り同数となる複数のグループに分けられ、タイムトライアルを行う。グループ分けは選手受付の際におこなう抽選により決定する。

- ・計測時間は5分間とし、ベストタイム方式とする。
- ・時間内であればドライバーは自由にコースインする事ができ、時間内であれば途中で停止した場合も再トライすることができるが、ピットインした後は、速やかにパークフェルメに進むものとし、再出走は認められない。
- ・計測は、コースイン後にスタートラインを通過したカートに対して全てのラップを計測し、ベストラップのタイムを採用する。
- ・義務周回数は定めない。
- ・記録したベストタイムが同タイムの場合は、当該ドライバーが記録したセカンドラップを採用する。更に同タイムとなった場合もこれに準ずる。
- ・計測が出来なかった車両については、最後尾グリッドよりスタートするものとする。複数台の車両がある場合は、ゼッケン順に配列される。
- ・タイムトライアルが何らかの理由により中断された場合、残り時間分のタイムトライアルを再開するが、必要に応じて大会審査委員会が再タイムトライアル時間を決定することができる。
- ・その他の方法で行う場合は公式通知にて発表する。
- ・2グループ以上に分かれているタイムトライアルにおいては、グループによって天候などによるコースコンディションの変化が生じた場合、必要に応じて大会審査委員会がグリッド配列を決定することができる。

4) レースの方式

- ・レースは予選ヒート、敗者復活ヒート、プレファイナル、ファイナルとし、ファイナルヒートの結果により最終順位を決定する。レース方式の詳細、周回数等については公式通知にて示す。

5) ローリングスタートについて

- ・スタートラインの25m手前に引かれたイエローラインを自分のカートが通過するまでは加速を禁止する。これに違反した場合はペナルティーが課せられる。
- ・フォーメーションラップ開始後、スタート信号灯にレッドライトが点灯され、隊列が整ったと判断した場合、レッドライトを消灯してスタート合図を行う。フォーメーションラップをさらに1周行う場合には、レッドライトの点灯を続ける。
- ・ドライバーはスタートの合図が行われるまでグリッドポジションの変更や追い越しをしてはならない。これに違反した場合はペナルティーの対象となる。
- ・フォーメーションラップ中に停止・再スタートしたドライバー、周回遅れのドライバーは、隊列の最後尾に着かなければならない。また、隊列から大きく遅れたと判断され白地に赤バツテンの表示が出されたドライバーも最後尾に着かなければならない。(ミススタートとなった場合も解消されない)
- ・先頭車両が自分を追い越していこうと予期して隊列の前から自分のグリッドに戻ってはならない。戻った場合には、ドライバーに黒旗が振られ失格となる。
- ・ポジションに再度つくため、レースに使用されるコース以外を走行してショートカットすることは禁止する。
- ・フォーメーションラップ中、第10コーナー手前のコース両サイドに設置されたパイロンとパイロンを直線で結んだラインに差し掛かるまでに隊列復帰を完了していなければならず、このラインからスタートラインまでは追い越し禁止とする。
- ・スタート後、先頭のカートが1周するまでにスタートラインを越えないカートは、そのヒートに出走することはできない。またフォーメーション(隊列)の先頭車両が第10コーナー手前のコース両サイドに設置されたパイロンとパイロンを直線で結んだラインに差し掛かった時点で、ピットからの出走はできない。
- ・不出走などにより空席となったグリッドは他のカートによって埋めてはならず、スタートラインを通過するまで空席が維持されなければならない。

6) 危険回避の義務

- ・全てのドライバーは、危険回避義務があることを十分に理解しなければならない。
- ・オフィシャルがドライバー自身によって、再スタートならびに車両移動ができないと判断された場合、オフィシャルの手によって、安全な場所に車両を移動する場合がある。
- ・公式練習、タイムトライアル及びレース中にスピン等で車両が停止した場合は、他を妨害することなく、後続車両通過後、またはコース委員の指示があり、自力で再発進できる場合のみレースに復帰できるものとする。復帰するための最小限の方向転換は認められる。
- ・リアタイヤが地面に接地した状態(リアタイヤが常に地面に接触した状態)でのみエンジン始動・作動が認められる。また、ピット・パドックでのエンジン始動は禁止とし、暖機運転については、公式通知にて、場所、方法を指定する。
- ・ピットインする場合はピットロードを必ず徐行しなければならない。また、ピットインした場合はいかなる理由であっても必ずピットストップし、エンジンを停止しなければならない。再スタートはその後認められる。
- ・ピットサインが出せる位置は1番ピット～16番ピット向かいのピットサインマンエリアのみとする。違反した場合はペナルティーの対象とし、選手に帰属するものとする。
- ・ショートカットはオフィシャルの指示がない限り禁止とする。ショートカットをした場合ペナルティーの対象とする。ショートカットについての解釈は、走路でない場所を走行したドライバーが、その行為により有利になる状態が発生した場合を示す。

7) ニュートラリゼーション

- ・予選ヒート、敗者復活ヒート、プレファイナル、ファイナルにおいて、コース上もしくはコース外に停止した車両を直ちに撤去できず、ドライバーまたはオフィシャルが身体的な即時の危険にさらされてはいるが、赤旗でレースを停止させるには充分ではない場合、競技長の判断によって、「ニュートラリゼーション (フルコースコーション)」とする場合がある。ニュートラリゼーションとなった場合、全てのドライバーは、次の手順に従わなければならない。
 - ① 全ての監視ポストでイエローフラッグが振動表示され、「SLOW」ボード(黄色地に黒文字で「SLOW」の表示)が提示され、スタート信号灯にはイエローの点滅信号が点灯される。出走している全てのカートは、先頭のカートに続いて一列縦隊の隊列に加わらなければならない。追い越しは厳禁とされる(追い越しは、重大なトラブルによりカートがスロー走行している場合にのみ許可される)。ニュートラリゼーション中、先頭のカートは控え目な速度でペースを維持し、他の全てのカートはできる限り間隔を詰めて(カート1台分以内)隊列を保たなければならない。ニュートラリゼーション中、カートはリペアゾーンへ入ることができるが、オフィシャルによる指示があった場合に限り、コースに戻るることができる。コースに戻るカートは、先頭のカートに続く隊列の最後尾に達するまで控え目なスピードで走行しなければならない。
 - ② 競技長がニュートラリゼーションの終了を決定すると、スタート信号灯のイエローの点滅信号が消灯される。これはドライバーに対し、次にスタートラインを超えた時にレースが再スタートすることを知らせる合図である。ニュートラリゼーションの最終ラップは「SLOW」ボードは維持され、イエローフラッグが静止表示に変更される。静止表示への変更は、コントロールライン直近の監視ポストから先頭車両が各監視ポストを通過する際に順次行う。その際、先頭のカートは控え目な速度でペースを維持する。
 - ③ 競技長はコントロールラインにおいてグリーンフラッグを振動表示することで、レースの再スタートを合図する。同時にスタート信号灯ではグリーンライトを点灯する。グリーンライトは最大1周回点灯される。
 - ④ ニュートラリゼーションが終了し再スタートする際、ドライバーはスタートライン手前にあるイエローラインを超えるまで加速することはできない。そして全てのカートはスタートラインを超えるまで追い越しは禁止される。
 - ⑤ 先頭車両が各監視ポストを通過する際に、監視ポストのイエローフラッグと「SLOW」ボードは回収され、グリーンフラッグの振動表示に代えられる。この旗は最大1周回に渡って表示される。
 - ※ニュートラリゼーション中に周回した周回数、競技周回数に数えない。

8) 信号旗

「JAF国内カート競技規則」カート競技会運営に関する規定第3章に従う。

9) 給油

レース中の給油は禁止とする。

10) レース終了

- ・決勝ヒート着順1位のドライバーがフィニッシュライン通過後2分以内にカートが同ラインを通過したドライバーに対してチェッカーフラッグが振られる。
- ・車両を押してチェッカーフラッグを受けることは認められない。

11) レースの中断

「JAF国内カート競技規則 カート競技運営に関する規定」第9章 第35条「レースの中断」に従う。赤旗提示の場合ドライバーは直ちにレースを中断し、オフィシャルの指示に従い、停止できる体制でスタートライン手前まで徐行して停止すること。その場合センターを空けて危険を回避することに努めること。競技長の指示があるまでピットクルーはグリッド上への介入および車両の整備を行ってはならない。工具を用いた修理等は指定されたエリア(ピットおよびパドック)以外は一切禁止とする。

12) 完走

チェッカーフラッグに関係なく、規定周回数の1/2以上を完了していること。

13) 順位の決定

レースの順位は次の順序により周回数の多い順に決定される。

- (1) 完走者 (チェッカーを受けたドライバー)
- (2) 完走者 (チェッカーを受けていないドライバー)
- (3) 未完走者

同周回数の場合はその周回を先に完了した (フィニッシュラインを通過した) ドライバーを優先する。

14) 車両保管および再車両検査

- ・決勝レース終了後車両保管および再車両検査を行う。
- ・車両保管の時間は決勝レース終了後30分以上とし、所定の場所で行われる。保管中は技術委員の指示があるまでは保管カートに一切触れてはならない。
- ・車両保管解除後、車両を参加者が速やかに引き上げなければならない。
- ・技術委員長はスタートした全ての車両に対して検査を行なう権限を持ち、技術委員長より検査の指示があった場合は参加者もしくは代理人が責任を持って車両の分解および組み立てを行わなければならない。ただし、関係役員、エントラントおよびドライバー以外は検査に立ち会うことはできない。
- ・本条項の検査に応じない場合は失格とする。
- ・上記条項の違反者に対しては大会審査委員会の決定するペナルティーが課せられる。

15) その他競技に関する一般事項

- ・変更事項が生じた場合は公式通知にて通知する。
- ・競技中、車両にテレメトリー(データを更新する装置)の搭載を禁止とする。技術委員に承認されたデータロガー(データ蓄積装置)及びタコメーターの使用は可能とする。ただし、データロガー用のトランスミッター(発信機)の設置場所はコース外としオーガナイザーによって承認された場所のみとする。
- ・テレコミュニケーション(遠隔通話発信機)の使用は禁止する。これらの事項に対する抗議は一切受け付けない。
- ・フロントフェアリング、フロントパネルを必備とし、CIK/FIA 公認フロントフェアリングの取付

方式とする。

- ・オーガナイザーは大会審査委員会の承認を得て大会の一部あるいは全部を延期、中止する事ができる。大会の全部を中止あるいは24時間以上延期する場合、参加料は全額返還される。ただしMS共済会会費は返還されない。なおエントラント、ドライバーはこれによって生じる損失についてオーガナイザーに抗議する権利を有しない。さらに、オーガナイザーは大会審査委員会の承認を得て大会の内容を変更する権限もあわせて保有するものとする。これに対する抗議は認められない。

第5章 ピットに関する事項

1) ピットクルー

- ・「カート競技会参加に関する規定」第3章 第18条に基づきピットクルーの行為に関する最終的な責任はエントラントに帰属するがレース中における場合はドライバーに直接統轄の責任があるものとする。
- ・ピットエリアで作業できるのは当該クラスに出場しているドライバーと登録されたピットクルーのみとし、ピットクルーは指定されたクレデンシャルを装着していなければならない。
- ・走行レーンやダミーグリッドでの作業は一切禁止される。ただしダミーグリッドでのプラグ交換は競技長の許可があった場合のみ可能とする。
- ・ピットクルーによる規定の違反で当該ドライバーに対し黒旗を提示する場合もある。

2) ピットイン・ピットアウト

- ・ピットインする場合はピットロードを徐行しなければならない、かつ必ずエンジンを停止しなければならない。違反した場合は、ペナルティーの対象となる場合がある。

3) ピット作業エリア

- ・ピット内においてエンジンをかける事は一切禁止とする。
- ・ピット、パドックにおいて火気および発火物の使用ならびに喫煙・飲酒は禁止する。
- ・燃料の容器は20ℓ以内の消防法に適合した金属製の携行缶でなければならないものとする。

第6章 成績及び賞典に関する事項

決勝ヒートの順位によって決定する。(参加台数により変更する場合がある。)

各クラス上位入賞者にはトロフィーおよび賞典が与えられる。

詳細は、公式通知もしくは、公式プログラムにて示す。

第7章 広告に関する事項

1) 競技と広告について

- ・ナンバープレートに広告を表示することは認めない。
- ・広告については車両検査までに取り付けること。
- ・オーガナイザーは次の者に対し抹消する権限を有しドライバーはこれを否定することはできない。
 - ①公序良俗に反するもの
 - ②政治、宗教に関連したもの
 - ③本競技会と関係するスポンサーと競合するもの

2) オーガナイザーおよびイベントプロモーター(栄光)の権限

- ・参加受付に際して、その理由を示すことなくエントラント・ドライバー・ピットクルーを選択あるいは否定することができる。

- ・競技会スポンサーの広告を参加車両に貼り付けさせることができる。
- ・すべての参加者、ドライバー、ピットクルーの肖像権及び、その参加車両の音声、写真、映像など報道、放送、出版に関する権限を有し、この権利を第三者が使用する事を許可する事ができる。
- ・公序良俗に反する言動がある者に対しては、選手受付後であっても参加を拒否する事ができる。
- ・止むを得ない事情により、公式プログラムの掲載が間に合わなかったドライバーの登録または変更について許可する事ができる。
- ・上記の判断に対して一切の抗議を認めない。

第8章 抗議に関する事項

1) 抗議の提出

- ・「JAF 国内カート競技規則」第 13 章 第 40 条に基づき書面をもって抗議料 20,300 円(税込)を添付の上、正式に登録されたエントラントより競技長を経由して大会審査委員会に提出するものとする。
- ・「国内競技規則」10-20 に従ってなされた審判員の判定、計時装置および音量測定結果により課せられたタイムペナルティに対する抗議は認められない。
- ・提出された抗議により再車検等を実施し、その抗議が成立した場合には再車検等の要した費用ならびに組み立て費用は被抗議者であるエントラント及びドライバーの負担とし、これと反対に当該車両等が規則通りのものであることが判明した場合は抗議提出者がそれらの費用を負担しなければならず、費用の算定については技術委員長に委ねられる。

2) 抗議提出の制限時間および抗議料

- ・技術委員又は車両検査委員の決定に対する抗議は、自己のカート車検終了後 15 分以内に書面に加え抗議料 20,300 円を添えて、競技長を経て審査委員会に提出しなければならない。
- ・競技中の過失または反則に対する抗議は、その競技終了後 30 分以内とする
- ・競技の成績に関する抗議は、当該ヒートの暫定結果発表後 30 分以内とする。

3) エントラント及びドライバーの遵守事項

- ・エントラントは自己の係る全ての者にすべての法規及び規則を遵守させる責任を有する。
- ・エントラント、ドライバー及びピットクルーは本特別規則の下で開催される競技会中に生じた事態についてコースの所有者、主催者とその関係者及び大会役員に対していかなる責任も追及しない事。
- ・エントラント、ドライバー及びピットクルーはスポーツマンらしからぬ行為、不謹慎な言葉遣い、あるいは競技を妨害する行為をとった場合、当該競技会失格とする。

4) 誓約書の署名

エントラント、ドライバー及びピットクルーは参加申込書に記載された誓約文に署名・捺印をしなければならない。

5) 本規則の解釈

本規則ならびに競技の細則に関する解釈に疑義が生じた場合は、大会審査委員会の決定を最終的なものとみなす。

第9章 保険

「保険金の支払いについて」

もてぎ・鈴鹿共済会（MS共済会）保険金支払い規定（抜粋）

3. 本会が保険会社と締結する保険内容及び保険金額は次の通りとする。下記に記載されていないものは、保険契約約款に従う。
 - (1) 死亡保険金：事故の日から180日以内にその事故による負傷が原因で死亡した場合、3,000万円の支払いを受けるものとする。
 - (2) 後遺障害保険金：事故の日から180日以内にその事故が原因で身体の一部をなくしたり、その機能をなくした場合、保険会社の定める約款の支払区分に記載された率に応じ、3,000万円を限度として後遺障害保険金の支払いを受ける。
 - (3) 入院保険金および手術保険金：事故が原因で傷害を被り、その直接の結果として、日常生活に支障をきたし、かつ、病院または診療所に入り医師の治療を受けた場合、次の入院保険金の支払いを受ける。また、入院保険金を支払うべき傷害の治療を直接の目的として、保険会社の定める約款に記載された手術を受けたときは、次の手術保険金の支払いを受ける。
 - 入院の場合…1日につき1,500円
 - 手術の場合…保険会社の定める約款の支払区分通り。
 - (4) 通院保険金：事故が原因で傷害を被り、その結果として日常生活に支障をきたし、かつ、医師の治療を要した為、病院または診療所に通い、医師の治療を受けた場合、次の通院保険金の支払いを受ける。
 - 実治療日数…1日につき1,000円通院とは、事故により平常の生活または業務に従事することに支障をきたした期間内で、実際に医師の治療を受けたことをいう。したがって治療を行っている場合でも、平常の生活または業務に従事することに支障のない程度に回復したときは、それ以降の通院は保険金の支払いを受ける対象にはならない。
4. 個人会員は、事故により負傷した場合、必ず本会指定の鈴鹿サーキット／ツインリンクもてぎ内医務室にて事故記録を残さなければ保険金の請求は出来ない。ただし、生命に関わるような緊急時にはこの限りでない。
5. 保険金受取のための必要書類
 - (1) 傷害保険金請求書
 - (2) 傷害の程度を証明する医師の診断書もしくは、全治した時の医師の治療証明書（ただし、医師を指定する場合もある） ※保険金請求金額が10万円未満の場合は、治療費領収書で代用可能。
 - (3) 同意書
 - (4) その他、本会が契約した保険会社が指定する書類
6. 保険金の支払いは、本会が契約した保険会社を通じて行う。
7. 保険金は、健康保険、労災保険には関係なく支払われる。